

## 近代以前の日本の責任

——「職分としての責任」についての考察——

種 村 剛

### 目 次

- I 本稿の問題関心
- II 近代以前の日本の責任
- III 職分観念の成立
- IV 結論と考察

### I 本稿の問題関心

本稿は、近代以前の日本の責任を主題とした考察である。以下考察の問題関心と問いを挙げる。

考察を開始するにあたって、いくつかの文献にあたり、責任にかんする説明を調べてみた。すると、次のような責任の説明をみつけることができた。

#### 【責任の説明】

「人間が主体的存在であり、自己の行為に対して責任を負うという考えは近代市民社会の根本を支える」(小坂井 [2008: ii])

【責任の説明】に示した、責任についての説明の表現は、特に異論があるわけではない。しかし、引用文の表現はどこかひっきり、腑に落ちないところが残っている。このひっきりを、【問題関心】として要約する。

#### 【問題関心】

「責任は近代市民社会の根本を支える」ことを認めてよいでしょう。しかし、このことは、近代市民社会がおこる以前の社会にも、責任が社会の

しくみとしてありうることを、否定しないはずである。

これより以下、三点の疑問が生じる。

- 1) 近代市民社会以前にも、人びとの間に責任観念はあったのだろうか。もし責任が近代以前にもあるのならば、近代以前から存在した責任(「近代以前の責任」を以下適宜、責任  $a$  と表記する)の様相は、どのようなものだったのか。
- 2) 近代の責任(「近代の責任」を以下適宜、責任  $\beta$  と表記する)が「近代市民社会の根本を支える」ものだとするならば、責任  $a$  もまた「近代以前の社会の根本を支える」ものになりえたのだろうか。
- 3) 近代以前の責任(責任  $a$ )は、近代の責任(責任  $\beta$ )と、どのような関係があるのだろうか。

これらの点において、引用文は——間違っただけを言っている訳ではないが——言い足りないところがあるのではないか。

上述の【問題関心】をもとにして、本稿の【問い】を示す。

【問い】1) 日本には近代以前にも、人びとの間に責任観念があったのだろうか。あるとしたならば、その責任はどのようなものだったのだろうか。

【問い】2) 近代の責任(責任  $\beta$ )が「近代市民社会の根本を支える」ものだとす

るならば、近代以前の責任（責任 a）もまた「近代以前の社会の根本を支える」ものになりえたのだろうか。

以下、本稿は【問い】について考察をおこなう。

## II 近代以前の日本の責任

### 1. 先行研究——責任の語意

日本語の責任の語意および使用にかんする先行研究を整理する。

第一に、黒住真は、責任概念について、儒教・仏教を手掛かりにして、近代以前の東アジアや日本の思想的伝統の文脈から考察している。黒住は、武士の責任意識が、他の職域に広がることで、協働行為における責任や職分意識が形成されたとする（黒住 [1998: 31]）。

第二に、片岡寛光の一連の考察を挙げる（片岡 [2000] [2001a] [2001b]）。片岡の考察領域は広く、日本の古代・中世・近世、明治以降、中国（主に儒教）、西洋の責任思想を包括的に扱っている。日本には『日本書紀』から任務責任の観念があり、近代的な責任は明治期に西洋から導入されたと、片岡は述べている（片岡 [2001a: 28]）。

第三に、桜井哲夫は、日本における責任の成り立ちを、「責」および「任」の漢字の語源と、英語 responsibility についての日本語訳の、二点からフォローしている。日本では、responsibility の訳語としての“責任”が明治20年代に法律用語として定着したという（桜井 [1998: 45-52]）。

以上、日本語の責任の語意についての先行研究を概観した。本稿は以上を踏まえたうえ、再度、国語辞典等を参考にして、責任の語の意味を確認する作業をおこなうことにする。

### 2. 辞典における責任の語意

本項は、複数の辞典にあたり、責任の語意を確認する。

第一に、『大漢和辞典』は、責任について、

一、引き受けてなすべき任務。当然なすべきつとめ。せめ。

二、行為の結果に対するせめ。

と記している。一の意味について、『六部成語』の吏部の責任を説明した部分、「本任應<sub>レ</sub>管應<sub>レ</sub>辦一切分、所<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>之事」を挙げている<sup>1)</sup>。

さらに『大漢和辞典』から、責任に関連する語を調べてみた。一の中で用いられていた「任務」は、つとめ・やくめ・職務を意味する。職務とは「官職上のつとめ。担任する事務」のことである。加えて、職分の項目を引くと「其の職にあつて務めなすべき本分。せめ。職責。任務」とある。これらの点から『大漢和辞典』は、責任と任務と職分を、意味がほぼ重なりあう概念として位置づけていることがわかる。

第二に、『時代別 国語大辞典 室町時代編』は、責任を、

立場上、その身に引受けている事柄。

と整理している。この語意に対して、『峨眉鴉臭集』（『鴉臭集』）の「肯辭降崇再駕。且喜珠還合浦。法門責任。一身當乎三千」の傍線部分、および『懶室漫稿』の「克興慈濟一門。路熟駕輕車。曾去寶所不遠。井甘無閑綆。由来責任非輕。陳力輔時。虛已化物」の傍線部分を引用している<sup>2)</sup>。

第三に、『日葡辞書』を調べた。『日葡辞書』は、日本語・ポルトガル語の辞典である。長崎コレジオにて1603〔慶長8〕年に本編、翌年に補遺が刊行されている。語彙の数は両編あわせて約3万2300語ある。しかし、『邦訳 日葡辞書』を参照するかぎり、『日葡辞書』に責任の項目をみつけることはできなかった。

第四に、『大言海』は、責任について、

セメ。引受ケテ、務ムベキ事。又、役目トシテ、受持タネバナラヌコト。

とまとめている。この意に対して、『莊子』外篇天道の「夫虚静恬淡，寂漠無為者，天地之平而道德之至，故帝王聖人休焉，休則虚，虚則實，實則倫矣，虚則静，静則動，動則得矣。静則無為，無為也，則任事者責矣」の傍線部分を引用している。この部分の訳は次のようになる。「虚静恬淡，寂漠無為というのは，天地の定理であり，道德の本質である。それで帝王や聖人は，心をそこに休める。心がそこに休めば，虚の状態になり，虚の状態になれば，すべての物を受け入れる。物を受け入れれば，そこに筋ができる。心が虚であれば，静なる状態になるし，静なる状態になれば動かし，動けば事がうまくいく。静ならば無為になるし，無為ならば，しごとをするものが責任を持つようになる」（遠藤・市川編 [1967: 398-399]）<sup>3)</sup>。

ただし，上の一節は，「責」と「任」の言葉が離れており，熟語として使用されているわけではないことに注意する必要がある。この点について，馮は「古代中国語の中では，「責」という字を「任」という字と一緒に連結させて形成した「責任」という言葉は見られず，「責」の字をみるだけである」という（馮 [2007: 2]）。管見の範囲では，四書五経の中に，責任の語を見つけることはできない。責任の語を確認できるのは，『越絶書』の外傳計倪に，「齊威除管仲罪，大責任之」とあるものと，『三国演義』の諸葛亮痛哭龐統，張翼德義釋嚴顏にある「責任非輕，公宜勉之」の文字である<sup>4)</sup>。

第五に、『日本国語大辞典』は，責任を，

一，責めを負ってなさなければならない任務。

引き受けてしなければならない義務。

二，（――する）事を担任してその結果の責めを負うこと。特に，悪い結果をまねいたと

き，その損失などの責めを負うこと。

三，法律上の不利益または制裁を負わされる法的な制裁。特に，違法な行為をした者に負わされる法的な制裁。民事責任と刑事責任に分けられる。

四，債務が弁済されない場合のために一定の財産が担保となっていること。

の四点を挙げている。一の語意に対して，先に挙げた『時代別 国語大辞典 室町時代編』が引用していた『懶室漫稿』の同一箇所に加え，『信長記』の自汗集，君道の一節「才は，任ずる所の言行足つて，爲す事ある是才なり。鷹は鳥をとり，鵜は魚をくふ。是する所有るの才也。人の才藝それぞれの得たる所あり。然るに一朝一夕の媚に迷て，其人にあらぬ者どもに，宰相有司職等悉く唯一人二人兼與し，其責任を重くす。是つねの力有る者に，数百人もして，はこびなん大石を，あげよとせむるに同じ。噫」の傍線部分を挙げている（国民文庫刊行会 [1910: 302]）<sup>5)</sup>。能力のない家臣に，「媚に迷て」職分を与えることを戒めている。

さらに，小瀬の著作を調べてみる。すると『太閤記』巻20，八物語の一節で，二カ所，責任の語が用いられていることがわかる<sup>6)</sup>。一カ所目は，

「賢佐之才有て君志相立之論

伊川先生曰、当世之務尤先者有<sub>レ</sub>三。一曰、立<sub>レ</sub>志。二曰、責<sub>レ</sub>任。三曰、求<sub>レ</sub>賢。今雖<sub>下</sub>納<sub>二</sub>嘉謀<sub>一</sub>陳<sub>中</sub>善算<sub>上</sub>、非<sub>二</sub>君志先立<sub>一</sub>、其能聽而用<sub>レ</sub>之乎。君欲<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>之、非<sub>二</sub>責任宰輔<sub>一</sub>其孰承而行<sub>レ</sub>之。[…]

評曰、此語に等しき事有。頼経將軍之心天下国家に在て安兆民官職之責任清からん事をのみ務とし給ひしかば、天より賢佐の泰時を与え給ひき」（檜谷・江本校注 [1996: 571]）

である。

漢文の部分は、『近思録』巻8、治体篇「伊川先生曰、当世之務、所尤先者有三。一曰、立志。二曰、責任。三曰、求賢。今雖納嘉謀陳善算、非君志先立、其能聽而用之乎。君欲用之、非責任宰輔、其孰承而行之乎。君相協心、非賢者任職、其能施於天下乎」の部分である。この部分の訳は次のようになる。「伊川先生がこうおっしゃった。「現今の務めの中で、最も大切なことが三つあります。一は志を立てること、二は任務の効果を求めること、三は賢者を求めることでございます。現在、国を治めるよい計画を奉り、りっぱな意見を申しあげるにしましても、ご主君の志がまずしっかりしていませんでしたならば、聞きいれ用いられることはできません。また、ご主君がそれを用いようとなさいましても、任務の効果を宰相に求めませんでしたならば、誰が（ご主君の志を）受けて行いましょうぞ。ご主君と宰相が心を合わせるにしましても、賢者が職務につかずして、（ご主君の志を）天下に及ぼすことができましょうか」となる（市川 [1975: 413]）<sup>7)</sup>。

二カ所目は、

「官職之責任必可<sub>レ</sub>撰<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>人才<sub>一</sub>事」

である（檜谷・江本校注 [1996: 576]）。この部分は、先の主張（能力のある者を採用し職分を与えるべき）を要約したものと理解できるだろう。

最後に『広辞苑』によれば、責任は、

- 一、[莊子 天道] 人が引き受けてなすべき任務。「——を全うする」「——を持つ」「——をとる」
- 二、政治・道徳・法律などの観点から非難されるべき責（せめ）・科（とが）。法律上の責任は主として対社会的な刑事責任と主として対個人的な民事責任とに大別され、それぞれ一

定の制裁を伴う。

となっている。『莊子』外篇天道を引いている点は、『大海言』と同じである。

以上、本項は、辞典を参照しながら、責任概念の意味を整理した。結果を三点にまとめる。

第一に、国語辞書を参照した結果、全ての辞書が採用している責任の語意は「役割に応じた仕事を受けもち、遂行すること」であることがわかった。この責任の語意は、任務や職分概念とほぼ対応していることがわかる。

第二に、職分の意味を持った責任は、国語辞典が引用していた中国語文献、『莊子』、『近思録』、『六部成語』の中に確認した責任の語意と対応していることがわかる。このことから、第一で示した日本語の責任の意味は、中国からの影響があることが推測できる。

第三に、国語辞典を調べると、五山文学（『峨眉山集』、『懶室漫稿』）の中に、責任の語が使用されていることがわかる。このことより、第二に示した、中国からの責任概念の受容には、鎌倉時代における中国からの禅宗の導入と、その受入れ先となった、五山の僧侶たちの文芸、出版活動がかかわっていると推測できる。

### 3. responsibility の翻訳

明治時代に著わされた英和辞典を参照し、responsible、responsibility の項目を確認する。

第一に、『英華字彙』（1969 [明治2]）には、responsibility の項目はなく、Responsible for を認保、為問（フ）と訳している。

第二に、『訂増 英華字典』（1884 [明治17]）は、Responsibility を、是問、担認、責、責成、任、担任、負荷と訳している。そして、the responsibility rests on me を為我是問、責成在我、我為担認、a heavy responsibility を重担、重責、任重、歸我身上と訳している。responsibility の

項目はある。しかし、responsibility に対して、責任の訳語はあっていない。

第三に、ヘボン (Hepburn, James Curtis) の著した『和英語林集成』は、初版が1867 [慶応3] 年5月、再版が1872 [明治5] 年7月、三版が1886 [明治19] 年10月に出版された。飛田良文と李漢燮が編集した『和英語林集成 初版・再版・三版対照総索引 3』(2001)によれば、初版と再版と三版には、Response, Responsibleの項目がある。Responseについては、初版に「Kotaye; Hentō; henji」, 再版および三版も同様である。

Responsibleについては、初版に「Kakawaru; tszgunau hadz; madō-beki」, 再版に「Kakawaru beki, tsugunau beki, kakari-au」, 三版に「Kakawaru beki, tsugunou beki, kakari-au, sekinin aru, seme wo ou, tantō suru」の訳があてられている。Responsibilityの項目については、初版・再版に項目はなく、三版にはじめて、Responsibilityの項目があらわれる。Responsibilityには「Sekinin, seme, kawankei」の訳があてられている。(ヘボン・飛田・李編 [2001: 302])。このことから、1886 [明治19] 年に出版された三版で初めて「せきにん」の読みを確認することができる。

第四に、『英和雙解字典』(1886 [明治19])には、responsibilityの項目はなく、Responsibleを答フヘキ、責ヲ受クヘキ、擔承スヘキ、償フヘキ、係ルヘキと訳している。

第五に、『和訳字彙』(1888 [明治21] 第2版)は、Responsibilityを負擔(ヒキウケ)、責任、關係、應答、返答、答辯、The responsibility rests on me.を責我ニ在リ、A heavy responsibility.を重任、重擔、重責と訳している。そして、Responsibleを責ヲ受ベキ、負擔スベキ、責ニ任スル、償フベキ、係ルベキ、Responsible officeを重任、Hold me responsible for everything.を各事我ニ諮問セヨ、Responsible forを保認ス、為

ニ問フと訳している。加えて、Responsiblenessを負擔スベキコト、責任と訳しており、Responsiblyを、責ニ任スベク、負擔承スベクと訳している。responsibilityの訳語に責任の語があてられていることがわかる。

第六に、『明治英和字典』(1889 [明治22])は、responsibilityを責任、負擔、返答スベキコト、答、答辯、A heavy responsibilityを重任、重責、重擔と訳している。ここでも、responsibilityの訳語に責任が拳がっている。そして、responsibleを任ズル、負擔スル、責ニ任ズル、責任ヲ負フと訳している。そして、responsiblenessを責任、負擔と訳している。

次に、哲学の専門翻訳辞典のresponsibilityの項目を確認する。

第一に、井上哲次郎・和田垣謙三・国府寺新作・有賀長雄が編纂した『哲学字彙』(1881 [明治14])には、responsibilityの項目はない。

第二に、井上哲次郎・有賀長雄が改訂増補した『改訂増補 哲学字彙』(1884 [明治17])は、Responsibilityを、責任と訳している。辞典でresponsibilityと責任の対応は、これが最も早い時期のものである。

第三に、井上哲次郎・元良勇次郎・中島力造が編集した『英独仏和 哲学字彙』(1912 [明治45])は、Responnsibility (Verantwortlichkeit, responsabilité)を、職責、責任、答責、責務と訳している。

以上、明治期の英和辞典を参照すると、1886 [明治19] 年頃に、responsibilityに責任の訳語を採用するようになったことがうかがえる。そして、哲学の専門翻訳辞典の場合、1884 [明治17] 年頃には、responsibilityの訳語に責任の語があたるようになったことがわかる。

#### 4. 翻訳文献の責任

明治期の翻訳文献にあらわれた責任概念を確認する。

第一に、J.S.ミルの著した“On Liberty”（Mill [1859]）を、中村正直が翻訳した『自由之理』（1872 [明治5] 年）に責任の語を、複数個所で確認できる。その中の一つを引用する。

「然レドモ別ニ一種ノ案件アリテ、人ヲ世間一統ニ職分ヲ負ハシメズ、ソノ咎ニ任ゼシメザルコトアリ。コレソノ道理何ニトナレバ、ソノ人ノ自己ノ智見ニ任セタル方が、政府ニテ管轄スルヨリハ善クソノ事ヲ成就スベキヤウナル場合アレバナリ。又事ニ由リテ、政府ニテ強テ管轄スル時ハ、弊害ヲ防ガント欲シテ、反ツテ弊害ヲ長ズル場合アレバナリ。カクノ如ク責任ヲ強テ人ニ負ハシメザル時ハ、ソノ責任ヲ負ザル人、ヨロシク自ラソノ良心ヲ以テ己ノ為ルトコロノ事ヲ裁判シ、他人ノ利益ヲ保護スルコトヲ務ムベシ。何ニトナレバ、カクイフ場合ニテハ、総体ノ仲間即チ政府ヨリノ裁判ヲ受ザルガ故ニ、自ラ厳シク審思判断セザルベカラズ」（明治文化研究会編 [1955 : 15]）

「世間一統ニ職分ヲ負ハシメ」ない——所属で家職が決まる身分制を否定する——理由を、それぞれの職分を個人の「ソノ人ノ自己ノ智見ニ任セタル方が」「政府ニテ管轄スルヨリハ善クソノ事ヲ成就」することに求める。以上から、『自由之理』では、所属で家職が決まる身分制、帰属原理を否定し、能力に応じた職分の自己選択（業績原理）を支持していることがわかる。

このように、職分の自己選択を認める場合、職分の遂行について、「政府ヨリノ裁判ヲ受ザルガ故ニ」、個人が「自ラソノ良心ヲ以テ己ノ為ルトコロノ事ヲ裁判」することが必要になるという。すなわち、自らが自らの良心をもって、自分の行動を反省すること（「自ラ厳シク審思判断セザルベカラズ」）が求められている。

以上の点から『自由之理』に示されている責任の特徴として二つの点を指摘する。一点目は、責

任が職分と置き換え可能な概念であることである。二点目は、職分はその遂行が不十分な場合「咎」が生じるとされていることから、職分には賞罰の観念が含まれていることである。

第二に、ページ（Page, David Perkins.）の著作を、伊沢修二が翻訳した『教授真法初編』（1875 [明治8]）の第二篇には、「教師の責任」の項目がある。ここでは、父母の教育に対する責任を認めたくて「然リト雖モ教師ノ責任ハ之（父母の責任：引用者補足）ニ比スレハ大ニ重ク […]」と教師の役割責任の重要性を述べている（ページ・伊沢訳 [1875]）。

第三に、ベンサムが著しデュモンが編纂した『立法論』を、何禮之が訳した、『民法論綱』（1876 [明治9]）は、権利と義務の関係、そして義務と責任の関係が次のように記されている。

「凡ソ制法者ノ職トシテ社会ノ人員に頒與スル処ノ各事ハ、之ヲ區別シテ権利ト義務トニ二類ト為スヘシ。

権利ハ自ラ利益タルノ性アリテ之ヲ享クル人ノ便宜ト為ル、之ニ対シテ義務ハ職分ニシテ之ヲ有スル人ノ為メニ其負荷スヘキ責任ト為ル。

権利ト義務トハ素ト其性ヲ異ニシテ涇渭別アリト雖モ、同一ノ泉源ニ出テ並ヒ行ハレテ並存シ決シテ相離ル能ハサルモノナリ、故ニ事物天然ノ理ニ従ヘハ法律ニ於テ一人ニ一定ノ便宜ヲ與フルニハ必ス同時ニ他ノ一人ニ一定ノ責任ヲ負荷セシメサル可ラス」（ベヌサム・何訳 [1876→2006 : 16-17]）

法が権利と義務を人びとに与える。ゆえに、権利と義務は「同一ノ泉源ニ出テ」「並存シ決シテ相離ル能ハサルモノ」である。注意すべきは、「義務ハ職分ニシテ」とあるように、義務と職分を同義にとらえ、「人ノ為メニ其負荷スヘキ責任」であるとしていることである。このことより、責任と義務が職分概念を通じて連結していること、

職分（義務）とは「人ノ為」におこなわなければならないとされていることがわかる。

第四に、フランスの法律学士、ブーフの著作を、高木豊三が翻訳した『佛国刑法略論』（1877 [明治10]）には、「有罪ノ要件」として次のように記されている。

「凡ソ人ニ罪有リト云ハ、（第一）其人ニ於テ一事ノ責ム可キモノアリ、且其人其責ニ答エザル可カラス、（第二）其事タル其人本分ノ義務ノ缺失ヲ成スト云ニ異ナラス。

故ニ罪（キュルパビリテー）ノ問題ハ罪視（アンビユタビリテー）ト責任（レスポンサビリテー）トノ二念ヲ提起ス」（高木 [1877：198-199]）

ここで注目すべき点は、1877 [明治10] 年の段階で、フランス語の *responsabilité* に対して責任の語をあてて翻訳をおこなっていることである。これは、先に挙げた辞書の訳語よりも早い。さらに次のように続く。

「善行或ハ悪行ニ就テ之ニ応答スルノ任ヲ有スルヲ得ヘシ故ニ、責任（レスポンサビリテー）ハ其効（エフエー）トシテ褒賞ヲ得ルコトアリ、又刑ヲ科セラルコトアリトス然レドモ尋常ノ意義ニ於テハ罪視又ハ責任等ノ語ハ悪行ノ為メノミニ用ユルモノナリ。故ニ責任ノ現効タル刑ハ本分ノ義務ニ欠クルコト即チ過失（フオート）即チ有罪ニ根拠ス」（高木 [1877：199-200]）

ここでは、1) 責任にはもともと賞罰の両義があること、2) ただし、責任の一般の用語法として罰のみを指すこと、3) 「責任ノ現効タル刑ハ本分ノ義務ニ欠クルコト」とし、責任を義務の欠如から生じる罰であることの、三点を読みとることができる。

第五に、ロウド・リットン (Edward Bulwer-Lytton) の小説、『アーネスト・マルトラヴァース』(Ernest Maltrverse), およびその続編『アリス』(Alice) を、丹羽純一郎が翻訳した、『欧州奇事 花柳春話』(1878 [明治11]) には、「マルツラバース問テ曰ク君詩ヲ作ルヤ。曰ク固ヨリ然リ。何ゾ君ノ問ヒヲ煩ハサン。才子ノ一世ニ一詩ヲ作ルハ猶ホ痘〔ほうそう〕ヲ病ムガ如シ。詩ト痘トハ才子ノ通ルベカラザル一責任タリ」とある(木村編 [1972：23])。責任の語の使用法としては少し変わっている。文脈を考えると、才子の職分（しなくてはならないこと）として、詩作があることを、責任の語で表現していることがわかる。

第六に、オルコット (Alcott, William Andrus.) の著作を、山成哲造が翻訳した『西洋教児源論 卷之上』(1879 [明治12]) には、責任について「父母は又幼児を教ふるを人間交際〔まじわり〕の道及ヒ成人〔おとな〕たる者の職分〔つとめ〕と責任〔せめ〕とを以てすべし」、「父母たる者をば恐るべき責任ありて其幼児及ヒ国人の運命は父母の徳と勤勞〔ほねおり〕とをあり慎まざるべけんや」とある(オルコット・山成訳 [1879])。

子供を養育する父母の役割責任を示している。興味深い点は、職分と責任が並んで用いられている点、責任に対して〔せめ〕とルビがふってある点である。

以上、明治初期の翻訳文献に用いられていた責任の用法を確認すると、辞典における責任の意味と同様に、責任は職分の語意を含んで用いられていることが明らかになった。責任は、社会的な役割とその遂行義務および、役割遂行の結果に対する賞罰を含意していることがわかった。

## 5. 小 括

本節は、近代以前の日本の責任について考察した。考察にあたって、日本語の責任の語意を、国語辞典、および明治初期の辞典における respon-

sibility の翻訳と翻訳文献から確認した。これらの作業から、日本語の責任には職分の観念が含まれていることを確認した。

この小括をうけ、次節は職分についての考察をおこなう。

### Ⅲ 職分観念の成立

#### 1. 先行研究——職分

本項は、職分についての先行研究を概観する。

第一に、職分について。東晋太郎は、職分を「階級的に、分に安んじて上下を乱さない秩序の根柢に立つところの職域の恪守」と定式化する(東 [1962: 240])。日本思想史辞典の、職分の項目によれば「江戸時代の社会的義務観念」であり、江戸時代に広く流通していた、「武士・百姓・町人」に与えられた役割と、役割遂行の義務を指す言説である(日本思想史辞典 [2009: 491])。

第二に、職分は、いつ、どのように成立したのか。尾藤正英は、次のようにまとめている(尾藤 [1981→2000] [1992→2006])。豊臣政権の刀狩により、農民は武装解除され、農民と商工業者の分離が進む。この兵農分離によって、武士(侍)と農民(百姓)と商工業者(町人)との、三つの機能的に分離された身分によって構成された社会が成立する。なぜ、日本では兵農分離がすすんだのか。いくつかある理由の中で、尾藤は「役」に注目する。「役」とは、「社会の中で個人が担当する役割と、その役割にともなう責任とを、合せた意味で用いられた」ものである(尾藤 [1981→2000: 64])。尾藤は、職分の成立として、支配者が「「役」の体系としての社会の組織を作りあげ、かつそれを強大な武力と法規との力により安定的に維持することをめざし」、このことが「ある程度まで国民全体の要求にも合致するものであった」ことを指摘する。このような「「役」の体系としての社会」は、「人々はそれぞれの職業や社会的地位に応じ、何らかの「役」もしくは「職分」を負い、それを忠実に果してゆくことが正しい生き

方とされた」社会である。そして、職分を果たせば、「分」に安んじて生きてゆくことができると考えられていた社会でもあった(尾藤 [1981→2000: 67])。

第三に、先行研究は、職分が家業意識を經由して、イエに結びつくことを指摘している。イエとは「夫婦とその血縁集団を中核とする血縁(疑似血縁)の線で継承されてゆく経営体」(水林 [1987: 22])であり、「家名・家業・家産の一体性をもち、過去から未来へ永続するものと観念された、生産・生活の単位」(渡辺 [2002: 250])である。

職分とイエの関係について桜井庄太郎は、「己の分限に随ふ、己の身のほどを知り自己の分に安んずる」とする分限思想が職業に結びつくことで、家業意識が成立したという。なぜなら、「家業を守ることは分にしたがふことであり、他の職業を望むことは分外を願ひ分限を越えることになる」からである(桜井 [1949: 213])。つまり、職分を守ることは、家業の継続を図ることであり、それはイエの存続を図ることに順機能するのである。

このように、イエと職分は相互に結びつく。イエは「「家職」=「奉公」という目的のための一種の目的団体」としての側面があった(石井 [1974: 513])。そして「家職」=「奉公」を通じた統治体系が、尾藤のいう「「役」の体系としての社会」と重なることになる。つまり、当時の社会の支配構造を、イエー職分による統治の体系としてとらえることができる。このような支配構造を「家職国家」ということもある。

第四に、第三に示した「家職国家」を正当化する原理として、日本の朱子学の系譜を挙げることができる。丸山真男は、朱子学的な自然観に職分の観念が内在していることを指摘する。朱子学の五倫五常は、宇宙的秩序原理(「太極」)であり、同時に人間の先天的な本性でもある。丸山は「各人は、アプリアリに与えられた社会的地位、及び



それに基づく職能を、いわば運命的に遂行することにより、封建社会の有機的統一が確保される」という（丸山 [1998: 92]）。つまり、人びとが職分を遂行することで、社会秩序が形成される。人びとがその生まれもった職分とその遂行は、——朱子学の体系によれば——先天的に定められていることになる。

## 2. 職分とイエの存続の理念的な根拠

——因果応報と仁政

職分とイエ制度が関連していることを確認した。イエの存続は、イエの中心的な目的である。人びとは、自らの職分を果たすこと——「分」を守り自分の職分を遂行すること——が、イエの存続に順機能すると考え、行為していた（この点は、「天道と仁政」(2.2)の項で補足する)。

ここで、職分を果たすことと、イエの存続をつなげる理路には、二つの水準があると仮定しておこう。

第一の水準は、事実の水準である。職分を果たさないこと（例えば、怠惰や分をこえた奢侈）が、イエの没落をまねいたことは、おそらく事実としてあっただろう。また、職分を果たすこと（勤勉・儉約）が、イエの維持・繁栄につながったことも事実としてあっただろう。そうだとするならば、怠惰・奢侈を戒めることは、イエの没落を防ぎ、イエを存続させる手段になりうる。このことが、イエの存続のために、職分の遂行（例えば、勤勉・儉約）を説くことにつながっていく。

ところが、職分の放棄（怠惰・奢侈）がイエの没落につながることは、直ちに職分の遂行（勤勉・儉約）がイエ継承のための十分条件であることを帰結しない。もちろん、イエの存続のためには、職分の遂行は欠かせないものがある。だから、勤勉・儉約を励行することは意味がある。しかし、どんなに職分に励んでも、社会的な条件によっては、イエの継承が難しいことがある。これもまた事実の水準としてありうることである。

しかし、この事実を認めてしまうことには難点がある。なぜなら、勤勉・儉約が必ずしもイエの継承に結びつかないことを認めてしまうと、職分を通じたイエの体系による支配体系、社会秩序を正当化が難しくなるからである。

ゆえに、イエの存続と職分の間を正当化する根拠として、事実とは別の水準が必要になる。それが、第二の水準であるところの、理念の水準である。以下、理念の水準で、支配体系・社会秩序を正当化する根拠として、天道と因果応報観(2.1)と仁政について説明する(2.2)。

### 2.1 天道と因果応報

因果応報を、二つの立場にまとめることができる。一つは、仏教にみられるような、個人単位の因果応報観である。人は前世の行為により、現世の境遇が決まり、現世の行為によって来世の境遇が決まる。人は永遠に因果の輪の中で輪廻する。この輪廻から解放されるためには、修業による解脱が必要とされる。このように、仏教の因果応報観は、個人を単位にして、前世の自分（もちろんこれは、想像上の自分である）のふるまいが、今（現世）の自分に、そして、現世の自分のふるまいが、来世の自分に、三世を超えて影響を与えるとする観念である。

もう一つは、イエ単位の因果応報観である。私たちが注目するのはこちらの方である。

たとえば、中国の古典には「積善の家には必ず余慶あり。積不善の家には必ず餘殃あり」（『易経』坤）とあるように、しばしば、因果応報の単位が血縁集団となる。加えて、この因果応報観は現世志向（現世のおこないの結果が現世にあらわれる）であった。すなわち、現世の道徳的行為が、現世の血縁集団の利害に直接影響を与えるのである。このような現世－イエ単位の因果応報観を、理念の水準で支えるものが、天道である<sup>8)</sup>。

天道は、戦国・織豊期の流行思想である。天道は、この世のすべての人間の道徳的行為に因果の

応報を与え、栄枯盛衰をつかさどる超越者である。天道の観念によれば、天道にかなったものは合戦に勝利し権力を獲得する一方、天道に見捨てられた者は滅びてゆく。逆をいえば、合戦に勝利し権力を手中に収めた者は天道に選ばれた者であるということである。イエの存続と道徳的行為を結びつける天道観念が、イエの継承を担保する制度的保障をもたない、戦国大名の生き方の支えとなっていた。

上に示した、天道観念は、仮名草子などを通じて、当時の多くの人びとに広まったと予想できる。仮名草子のひとつ『清水物語』は「まづ人の子たらん者は、親を天道と定む。親の内を出でて奉公する時は、主君を天道と云、女は夫を天道と云、是天道の住み所なり」（渡辺他校注 [1991: 189]）とし、五倫に相当する、人間関係にあらわれる役割体系の根に、天道をすえている。『浮世物語』は「すべて人の善悪、かならずその報ひなきにあらず。善をなす者には、天道これに報ふに福をほどこし、悪をなす者には、天道これに報ふに禍をあたへ給う。さらにすこしも過つことなし」（巻5天道をおそるべき事）とし、現世的な因果応報をもたらすものとしてを天道を示す。そして、「家を治むる事は禍をはらふに過ぎたるはなし。禍をはらふ時は福おのづから至るべし」と記し、イエの存続と因果応報を結びつけている（神保他校注・訳 [1971: 267]）。

ところで、因果応報の世界観は、どんな結果に対しても、後づけ的にその結果を正当化・合理化する機能をもっている。例えば、職分を果たして、イエの継承が果されるならば、それは善が積まれたからと説明をつけることができる。もし、職分を果たしたのにもかかわらず、イエの継承がままならないとしても、それは（実のところまだまだ）善行が足りず、天がそれを拒否している、あるいは善行が報われる時期ではないからだということできてしまう。このように、因果応報は事実によって反証することができない説明原理であ

る。だからこそ因果応報は、その説明原理が正しいと観念されているあいだは、あらゆる事実を正当化・合理化することができる。ゆえに、天道と因果応報は、職分の遂行によるイエの継承を——現実の水準とは別に——理念的に正当化・合理化する装置として機能するのである。

ところがその一方で、結果を後づけ的に説明する因果応報は——その性質ゆえに——下剋上等の身分秩序の突破をも、正当化・合理化しうる原理になりえてしまう。このため「家職国家」のしくみを維持するためには、因果応報とは別に、職分をこえる社会移動を抑制する社会制度が求められる。そこにあらわれるのが仁政である。

## 2.2 天道と仁政

第一に、天道思想においては、支配者は天道に選ばれたものであった。そして、支配者が天道に選ばれた理由は、天の理に従って、万民を安穩に治めるためである。この点を『本佐録』は「国主の国の預る事は、天子の天道より天下を預りたると同じ。是又万民安穩にして、天下の為に忠を思ふべし」とあらわしている（石田・金谷校注 [1975: 285]）。

第二に、統治者が、万民を安穩に治められないとき、統治者はその職分を果たしていないことになる。この場合、天罰——天道による因果応報——によって、統治者のイエの継承が絶たれてしまうことになる（放伐）。

統治者の放伐について、『心学五倫書』には「父母と成て其国の、人民を苦しめぬれば、必天罰を蒙りて、悪はなはだしければ、一代の内にはろび […]」とある（石田・金谷校注 [1975: 259]）。

元禄時代の材木商出身の儒者、伊藤仁斎（1627-1705）が著した『孟子古義』には「苟爲<sub>二</sub>人<sub>一</sub>之君<sub>一</sub>。而不<sub>二</sub>與<sub>レ</sub>民<sub>一</sub>偕<sub>レ</sub>樂<sub>一</sub>。則違<sub>二</sub>天之責任<sub>一</sub>。而自廢<sub>二</sub>其職<sub>一</sub>也。豈得<sub>二</sub>能保<sub>レ</sub>其位<sub>一</sub>乎」とある（梁惠王章句上 関編 [1973: 4]）。この漢文の訳は「いや

しくも人の君となりて、民と楽しみをともにせざれば、天の責任に違ひて、みずからその職を廃するなり。あに得て能くその位を保たんや」であり、民を安楽にすることが、統治者の「天之責任」であるとされ、それができない場合には、統治者としての家職は絶たれることが示されている<sup>9)</sup>。

第三に、万民を安穩に治めるとはどういうことか。それは、被統治者のイエの継承を保障するように支配することである<sup>10)</sup>。仁政は、被統治者が職分をわきまえる限りにおいて、イエの存続を保障する統治手段である。統治者は、礼を定めて職分を明らかにする。自らが手本となることで、被統治者に礼を守らせ、その分を知らしめる。そして、職分を守る限りにおいて、被統治者のイエの継承を保障する。つまり、仁政は、職分を通じて、イエー職分体系による支配のしくみ（「家職国家」）を駆動させているのである。

### 3. 朱子学の系譜における職分の体系

前項は、職分とイエの関係を考察し、職分とイエを理念の水準でつなげるものとして、天道と因果応報観があることを指摘した。日本の朱子学は、この天道を説明変数とすることで、体系化を図ったといわれている<sup>11)</sup>。この点を踏まえ、本項は、日本の朱子学の系譜（朱子学、陽明学、古学）を挙げ、職分の理解を簡単にまとめる。当時の「社会理論」である朱子学が、職分をどのように理論の体系の中に組み込んでいるかを知るためである。

第一に、林羅山（1583-1657）が、著した『春鑑抄』（1629 [寛永6年]）には、「上下定分の理」が示されている。

「礼ト云モノハ、先代ノ帝王ノ定メヲカレタ事也。「承天之道」トハ、天ハ尊ク地ハ卑シ。天ハタカク地ハ低シ。上下差別アルゴトク、人ニモ又君ハタフトク、臣ハイヤシキゾ。ソノ上下ノ次第ヲ分テ、礼義法度ト云コトハ定メテ、

人ノ心ヲ治メラレタゾ […] 君ハ尊ク臣ハイヤシキホドニ、ソノ差別ガナクバ、国ハラサマルマヒ」（石田・金谷校注 [1975：131]）

自然の秩序と人間社会の秩序には、共通する原理（天理）がある。天理は、自然においては「天ハタカク地ハ低シ」としてあらわれ、人間社会においては分（人ニモ又君ハタフトク、臣ハイヤシキゾ）としてあらわれる。そして人びとの「上下ノ次第」に対応して、礼儀法度が作られたとする。これが「上下定分の理」である。分の違いに応じた礼を守ることで、秩序が維持できるとする。

人間は「天理自然の性」を受けているので、必ず「仁義ノ心」を有していると、羅山はいう。しかし、人は人欲に惑わされることで「仁心ヲ失フ」ことになる。それゆえに、「心ニテヨクコトハリテ、心ノワキユクヲ押サヘテ、義ニスル」こと——人欲の抑制——を求める（石田・金谷校注 [1975：117]）。義とは、具体的には、父子・兄弟・夫婦・長幼・君臣の義すなわち、五倫五常をいう。この五倫が、職分の体系としての支配体系——君に対する臣の奉公——を正当化する。

第二に、貝原益軒（1630-1714）は、その著作『大和俗訓』（1708 [宝永5]）で、次のように述べている。

「人の職分をつくして、天地の間にたつべし。若しかくの如くならざれば、人たるの道をうしなひ、人の職分かけ、天地の理にそむけり。凡そ物皆職分あり。天地は物を生じやしなふを心とし給ひ、天はおほひ地はのする。これ天地の職分なり。萬物の微細なるも、皆各々職分あり。鶏の晨をつくり、犬の夜を守るの類、みなその物に生れ得たるわざをつとむるを以て、其の物の職分を行ふとす。人は萬物の靈なり。其の心本明らかに、萬理備はれり。若し人として身に備はりたる理を行はずば、人の職分をむな

しうすといふべし。人を以て鳥獸にだもしかざるべけんや」(貝原・石田校訂 [1938:73])

益軒は、人だけではなく、天地、動物、全てのものに職分を認めている。それは、朱子学が、自然と人間を通底する太極を、職分の根拠としているからである。そして、人は生れ持った職分を尽くすことが、人の道にかなうこと——人と鳥獸を分かつもの——とされる。

第三に、晩年、朱子学を批判し、陽明学に傾斜する中江藤樹(1608-1648)は、その著作『翁問答』において、次のように、職分を「人間の尊卑の位」と対応させている<sup>12)</sup>。

「人間尊卑の位に五だんあり。天子一等、諸侯一等、卿大夫一等、士一等、庶人一等、すべて五等也。てんしは天下をしろしめす御門の御くらゐなり。諸侯は国をおさむる大名のくらゐ也。卿大夫はてんし諸侯の下知をうけて国天下のまつりごとをする位也。士は卿大夫につきそひて政の諸役をつとむる、さぶらひのくらゐ也。物作を農といひ、しよくにんを工と云、あき人を商と云。この農工商の三はおしなべて庶人のくらゐなり。孝徳は同一体なれども、位によつて事に大小高下あるゆへに、そのくらゐくらゐの分際相應の道理を、後世凡夫のために分弁をときあきらめ給ふ」(山井他校注 [1974:27])

身分の大小高下に対応した「分際相應の道理」を尽すことで、社会の秩序が維持されるとする。

第四に、藤樹の弟子でもあった、熊澤蕃山(1619-1691)は、その著作『集義和書』において、次のように述べている<sup>13)</sup>。

「まづ人の初は農なり。農の秀たる者に、たれとりたつとなく、すべて物の談合をし指図をうくれば事調りぬる故に、其人の農事をば寄

合てつとめ、惣の裁判のために撰びのけたるが士の初なり。在々所々ありて後、又秀たる者に、惣の士が談合しひきまはされて諸侯出来ぬ。又諸侯の内にて大に秀たるあり。其徳四方へきこへ、をのをの不<sub>レ</sub>及所は此人より道理出る故に、寄合てつかねとし、天子とあふぎたるものなり。扱士の中より公卿・大夫と云ものを立、農のうちより工・商を出して、天下の万事備り、天地の五行に配して五倫五等出来たるなり」(後藤・友枝校訂 [1971:147])

蕃山は、農民の共同生活の中で、指導者の職分を持つものとして士が生まれ、さらに士の中からさらに諸侯、天子が生じるといふ。そして、やはり農の中から商工が生じ、職分の体系ができあがったという。朱子学は、自然の理から、職分が生じるとするのに対して、蕃山は、社会関係の中から、職分秩序の発生を指摘しているところが興味深い。このように生じた士は、自己修養に励み、人民を教え治める職分を務めることが求められた。

第五に、仁齋は、『童子問』において、人倫日用の道を説く<sup>14)</sup>。

「人の外に道無く、道の外に人無し。人を以て人の道を行ふ、何んの知り難く行ひ難きことか之れ有らん。[…] 故に孟子の曰、「夫れ道は一のみ」と。若し夫れ人倫を外にして道を求めんと欲する者は、猶風を捕り影を捉るがごとし。必得べからず。[…] 天地の間、唯一の實理のみ。更に奇特無し。生民有てより以来、君臣有り、父子有り、夫婦有り、昆弟有り、朋友有り […]」(上巻8 家永他校注 [1966:60])

仁齋にとって、あるべき規範としての道は、「君臣有り、父子有り、夫婦有り、昆弟有り、朋友有り」に示されるような「人間関係の中で分担している役割の関係」の中にある(尾藤

[1981→2000：69])。そして仁斎は、人間関係の徳(義・親・別・仁・殺・信)の基となる仁の徳目を強調し、仁は愛という一種の情念から発するという。

「仁の徳爲る大なり。然ども一言以て之を蔽ふ。曰、愛のみ。君臣に在ては之を義と謂ひ、父子には之を親と謂、夫婦には之を別と謂、兄弟には之を殺と謂、朋友には之を信と謂ふ。皆愛より出づ」(上巻39 家永他校注 [1966：84])

このように仁斎は、役割体系を前提とした人間関係の根拠に、他者を思いやる心を据えている。加えて、仁斎は「苟も礼義以て之を裁すること有るときは、則情即是れ道、欲即是れ義、何んの悪むことか之れ有らん」と述べ(中巻10 家永他校注 [1966：104])、礼儀によってコントロールされた情や欲を肯定する。その一方で、「身を守るの法」として「節儉を要と為。夫れ儉は萬善の本、奢は衆悪の基、惟其の身成敗の分るる所のみならず、其の家儉なるときは、則福慶子孫に流はり、奢るときは則凶禍後嗣に伝ふ。慎まざるべけんや」と述べ、イエ存続のために、節約の重要性を説く(中巻50 家永他校注 [1966：130])。

第六に、荻生徂徠(1666-1728)は、『太平策』で「五倫ト云モ、士農工商ノ分レタルモ、天然ノ道ニハ非ズ、民ヲ安ズル為ニ、聖人ノ立ヲキ玉フ道ナリ」(吉川他校注 [1973：467])という。徂徠にとって、士農工商たる職分の体系は、天然自然に生じたものではなく「古の聖人」による、社会秩序を維持するための制度的設計物である。『徂徠先生問答書』には、次のようにある。

「(士農工商：引用者補足) 各其自の役をのみいたし候へ共、相互に助けあひて、一色かけ候ても国土は立不レ申候。されば人はもろすぎなる物にて、はなればなれに別なる物にては無レ

之候へば、満世界の人ことごとく人君の民の父母となり給ふを助け候役人に候」(中村校注 [1966：186])

徂徠は、人をして、「もろすぎなる物」であるため「はなればなれ」にはなれず「相互に助けあ」う存在として仮定している。だから、職分の制度を定めれば、人は職分にに応じてふるまうことになる。このようにして、人が各自に割り振られた職分を全うすることで、統治者(人君)を助ける、良き被統治者となれるのである。ここには、全体の統治のためには部分の機能が欠かせないとする、一種の社会有機体説を確認することができる<sup>15)</sup>。

本項は、朱子学の系譜における職分観を概観した。さしあたり、以下の二点を指摘する。

第一に、朱子学の系譜では、士農工商の身分制度、五倫(君臣・父子・夫婦・昆弟・朋友)の人間関係が、職分の前提となる。これらの身分制度や五倫の根拠は、立場によって様々——天理で与えられていたり、社会的実践で与えられていたり、聖人の設計物であったり——であった。ここで注意すべきは、朱子学の系譜は、身分制度や五倫自体を、反省的にとらえなおす視点を欠いていることである。むしろ、身分制度や五倫の人間関係を所与として、現状の職分の体系を肯定する機能を果たしている。

第二に、職分は、個人の行動規範であり、また、社会の秩序原理でもある。職分は、個人を対象として、分の違いに応じた礼を守ることや、身分として与えられた役割義務の遂行を要請するものであった。それと同時に、「差別ガナクバ、国ハヲサマルマヒ」(羅山)、「四海にあきらかなるもの」(藤樹)というように、職分は社会の秩序原理でもあった。つまり、礼や職分の遂行(個人の行為の水準)と、職分の体系(社会秩序の水準)は連続している。そして、前者によって後者が可能になると考えられている。

#### 4. 町人の職分観念——町人道德

朱子学の系譜における職分観を確認した。次に、私たちは、町人道德のあり方を確認し、イエの存続と職分について、人びとが実際にどのように考え、ふるまっていたのかを考察する。

元禄時代に、井原西鶴(1642-1693)が著した『日本永代蔵』(1688 [元禄元])には「大福新長者教」と傍題がふられている<sup>16)</sup>。そこでは、金銀を「二親の外に、命の親なり」とし、貨幣の重要性を指摘する。そして、蓄財のために「手遠きねがひを捨て、近道に、それぞれの家職をはげむべし」とまとめる(井原・東校訂 [1956: 15-16])。西鶴は、人びとの「欲心」を肯定し、才覚をもって商売に励む様子——例えば、黒犬の死骸を黒焼きして疝の薬として売る(巻2「才覚を笠に着る大黒」井原・東校訂 [1956: 54])——を、写實的・風刺的に描きだしている。

このように『日本永代蔵』に記されている、正直や才覚の徳目は、蓄財のための「賢い身のふり方、利発な処世法」(和辻 [1979下: 298])であり、「ヨーロッパ中世に於ける賤民資本主義の精神」(丸山 [1998: 161])につながるものである(cf. 東 [1956: 196-197])。そこには、商人の職分(身分制秩序の中の商人の役割)の自覚は完全にあらわれていないとされている。

享保期になると町人道德が生じた。その理由として、以下のようなことが指摘されている。

今井淳は、元禄期の貨幣経済の発展に伴う商人の地位の上昇、これに対する、武士の地位の相対的な低下と道義的墮落が「武士階級のみが独占すべきであるとされていた道德の世界を、士農工商貴賤上下の別なく、普遍的な人間の道として拡大すべきであるという理論的反省をうみ出すに至る」という(今井 [1965: 25])。丸山は、元禄前後の急速な町人の経済的勃興が、武士の町人に対する取締強化を生じさせ、町人の側も、享保期の経済停滞を原因としたイエの没落に対する危機感から「町人道ないし商人道という規範意識が成立

してくる」という(丸山 [1998: 165])。

以下、簡単に当時の町人道德のありようを職分の文脈から概観しよう。

長崎商人の子として生まれた天文算歴家・地理学者である西川如見(1648-1724)は、『町人囊』(1719 [享保4])において、町人は身分としては最も下だというが、社会的な役割としてみれば「五等の人倫に用」あるものとし、商人の社会的役割の重要性を提示する。そして、「他の威勢あるを羨まず、簡略・質素を守り、分際に安んじ」れば「一生の楽しみ尽る事なかるべし」と、商人の生活を肯定する(中村校注 [1975: 88])。

豪商三井総本家の三代目、三井高房(1684-1748)の著した『町人考見録』(1728 [享保13]頃)は、商人が「職をわするゝを以て、先祖の大業を空しくす」る時代に、「前車の覆るを見て、後車のいましめのため」に「見および聞伝ふる京都の町人、盛衰をあらまし」を記録する。そこでは、「天下の四民士農工商とわかれ、各其職分をつとめ、子孫業を継で其家をとゝのふ」と、士農工商の職分と、家業の継続の重要性をいう(中村校注 [1975: 176])。

このような中であらわれるのが、石田梅岩(1685-1744)の石門心学の教学である。梅岩の『都鄙問答』(1739 [元文4])は、「人倫ノ大原ハ天ニ出テ、仁義礼智ノ良心ヨリナス」とする。そして「性ト云ハ、人ヨリ禽獸草木マデ、天ニ受得テ以テ生ズル理」とする。これは、心学というよりも、先に確認した、理を基本概念とする朱子学の系譜に連なる(丸山 [1998: 192])。

朱子学の立場に従い「性」は万人に等しく賦与されているとする。ここから梅岩は人びとの間の職分の違いは、社会秩序を維持する点において機能的に等価で、かつ相補的なものであり、人間的価値の高低を表すものではないことを主張する。

「商人皆農工トナラバ財宝ヲ通ス者ナクシテ、万民ノ難儀トナラン。士農工商ハ天下ノ治ル相

トナル。四民カケテハ助ケ無カルベシ。四民ヲ治メ玉フハ君ノ職ナリ。君ヲ相ルハ四民ノ職ナリ。士ハ元来位アル臣ナリ。農人ハ草莽ノ臣ナリ。商工ハ市井ノ臣ナリ。臣トシテ君ヲ相ルハ臣ノ道ナリ。商人ノ売買スルハ天下ノ相ナリ」(巻2 或学者商人ノ学問ヲ譏ノ段、家永他校注 [1966: 426])

それでは、商人の職分を可能にするものは何か。梅岩曰く、儉約と正直である。『儉約 齐家論』(1744 [延享元])では「万民はことごとく天子の子なり。故に人は一箇の小天地なり。小天地ゆへ本私欲なきものなり」と記している(柴田校注 [1971: 27])。すべての人は、「性」(天から受けた理)すなわち正直の心に従えば、私欲がないので、おのずから儉約するようになるという。それゆえに、私欲を去って儉約することが同時に正直でもある(cf. 竹中 [1962: 378])。このように梅岩にとって儉約と正直は一体のものである。そして、正直の心は誰にでもあると想定する。だから、「四民の儉約を別々に説べきや。儉約をいふは他の儀にあらず、生れながらの正直にかへし度為なり」と、儉約が士農工商すべての職分に妥当する原理であることになる(柴田校注 [1971: 27])。

町人道德にあらわれる職分をみると、身分体系の中で町人の立場を位置づけるために、職分が強調されていることがわかる。そして、職分を守ることが、イエの存続に順機能すること、職分の根柢が、人びとの内面におかれていることがわかる。

#### IV 結論と考察

本稿は、近代以前の日本の責任について考察した。二つの問いを提示した。

【問い】1) 日本には近代以前にも、人びとの間に責任観念があったのだろうか。

あるとしたならば、その責任はどのようなものだったのだろうか。

【問い】2) 近代の責任(責任 $\beta$ )が「近代市民社会の根本を支える」ものだとするならば、日本の近代以前の責任(責任 $\alpha$ )もまた「近代以前の社会の根本を支える」ものになりえたのだろうか。

【問い】1)を受けて、辞典および明治期初期の翻訳および翻訳文献における責任の語意を確認した。これらの作業の結果、次のことがわかった。

#### 【結論】1

近代以前の日本にも、責任の観念は存在し、その責任は、職分を含意していた。

【結論】1を受け、職分観念について検討した。職分観念は、兵農分離を契機に登場した、階級・身分に対応した職域であり、家職の観念を経由して、イエと結びついていた。それでは、職分観念と結びついた責任(「職分としての責任」)はどのような様相を帯びていたのだろうか。

第一に、「職分としての責任」は職分を果たす義務をあらわしている。この義務を果たすことで、イエの存続が図られ、社会秩序が維持できるとみなされていた。この観念の正当性は、因果応報観と仁政が担保していた。

第二に、責任は道徳的責任でもある。人間には善き内面があると仮定する。この内面に従ったふるまいは、同時に、職分を果たすふるまいでもある。ゆえに、職分を果たすことが、勤勉と儉約——労働と消費活動——によるのであるならば、勤勉と儉約は道徳的なふるまいであると観念されることになる。

第三に、第一と第二より、「職分としての責任」は、個人のふるまいと社会秩序を道徳的に結びつける。そして、個人の内面をコントロールするこ

とで、社会の秩序を維持することを可能にする。すなわち、「職分としての責任」は、近代以前の社会（「家職国家」）の根本を支える原理になっていた。

第四に、第三に示したように、責任は近代以前においても、「家職国家」の秩序を維持する装置であった。しかし、「家職国家」のあり方——身分制秩序と道徳的統治——は、近代社会の理念とは異なる——むしろ、理念としては逆向き——の社会のあり方であったといえるのではないか。

第五に、第一より、職分を果たす義務としての「職分としての責任」は、私たち一般に責任として想像する「結果を負担する責任」を直接意味していない。過去責任と未来責任の二分法を用いれば、未来責任に相当する概念である。第二より、「職分としての責任」は、契約や法に基づく責任ではない。人間に存在するとされる善き内面に根拠をもつという意味で、道徳的な責任であった。

【問い】2) は、「近代の責任（責任 $\beta$ ）が「近代市民社会の根本を支える」ものだとするのなら、責任 $\alpha$ もまた「近代以前の社会の根本を支える」ものになるか」と問うた。私たちは冒頭の【責任の説明】で「人間が主体的存在であり、自己の行為に対して責任を負うという考えは近代市民社会の根本を支える」と引用したことを思いだそう。本稿で近代以前の責任 $\alpha$ として確認した「職分としての責任」を、引用文にあてはめれば、次のようにパラフレーズできるのではなかろうか。

#### 【結論】2

「人間が身分やイエに従属的な存在であり、所与の身分として与えられた職分を尽し、イエの存続を図るという「職分としての責任」（責任 $\alpha$ ）は近世日本の身分制秩序をもとにした支配体制の根本を支える」

以上が、本稿の【問い】に対する【結論】である。

#### 付記

漢文を横書きとしたため、本文のような表記とした。

- 1) 『六部成語』は、中国清代の旗人らが満文および漢文の公文の作製・翻訳のために参考にした学習書である。1742（乾隆7）年初刊、撰者は不明である。
- 2) 『峨眉鴉臭集』（上村編 [1973: 2217-2266]）は、南北朝一室町時代の臨濟宗の僧、太白真玄（1357-1415）の遺稿である。『懶室漫稿』（上村編 [1975: 2501-2630]）は、法雲寺の僧、仲芳圓伊（1354-1413）の作である。『峨眉鴉臭集』、『懶室漫稿』は、どちらも五山文学の系譜に属している。
- 3) 『莊子』は周代の莊周の著といわれる。史記の老莊申韓列伝によると、莊周は蒙（河南省歸徳府商邱県の東北）の人で、字を子休。生存年は不明であるが、紀元4世紀半から3世紀の初めにかけて生存したと推定される。
- 4) 中國哲學書電子化計劃 HP (<http://ctext.org/zh>) を用いて、「責任」の語を検索した結果である。『越絶書』は春秋時代末期の越国興亡の旧聞を収集した書。後漢の袁康（えんこう）の撰といわれている。『三国演義』は宋明時代のものである。
- 5) 『信長記』は、小瀬甫庵（1564-1640）が、17世紀の初期に著わしたものとされている。引用した「自汗集」の部分は、小瀬自身が治世の要綱を記したとされるもので、1624〔寛永元〕年跋の整版本以降に付されたものである。
- 6) 『太閤記』は、小瀬甫庵による豊臣秀吉の生涯と事績を記録した評伝である。『太閤記』の初版出版年は推測の域を出ない。『太閤記』の責任概念については、片岡 [2000: 155-156] を参考にした。
- 7) 『近思録』は、1176年に成立した。南宋の朱熹が呂祖謙と共同で、周濂溪、程明道、程伊川、張横渠の著作・語録の中から、道学を修得するのに重要な発言を選んで分類編集したものである。市川の解説によれば、「この項は程氏文集五（伊川先生文一）の「家訓の為に詔に応じ英宗皇帝に上る書」に見える。これは英宗の治平2年（1065年）、伊川33歳のときに書かれている」とある」（市川 [1975: 414]）。
- 8) 天道については、石田 [1975]、水林 [1987] を参照。



- 9) 書き下し文は、渡辺 [2010:148] によった。責任の文言が使用されていることに注意。
- 10) 荻生徂徠の『太平策』は、「民ヲ安ズルコト能ハズンバ、仁ニ非ズ」とし、民を安んずることを仁政とする。民を安んずるとは「飢寒盜賊ノ患モナク、隣里ノ間モ頼モシク、其国ソノ世界ニハ住ヨク覚ヘテ、其家業ヲ楽ミテ、民ノ一生ヲクラスヤウニナスコト」である。そして民を安穩に統治することの根拠を「天命ヲウケテ天子トナリ諸侯トナレバ、民ヲ安ズルハ、天子諸侯ノ職分也」と説明する（吉川他校注 [1973:466]）。天命と統治者の職分、統治者の職分と仁政、仁政と民の安穩、民の安穩とイエの存続がつながっていることがわかる。
- 11) 「惺窩や羅山は、朱子学の教義を説くにあたって、「理」を「天道」概念で説明しようとした。当時の日本人が共通に観念していた超越者といえは「天道」にほかならないから、このような説明はごく自然である」（水林 [1987:193]）。
- 12) 『翁問答』は1640 [寛永17] 年、ないし翌41年に成立し、43年に刊行。その後1650 [慶安3] 年に改正編が付されて刊行された。
- 13) 『集義和書』初版全11巻は1672 [寛文12] 年に、2版全16巻は1676 [延宝4] 年頃に刊行。3版全16巻が1710 [宝永7] 年頃に刊行された。
- 14) 伊藤仁斎の『童子問』は、1691 [元禄4] 年に第一稿本が成立した。その後、仁斎は何度も加筆・修正を繰り返し、没後、嗣子の伊藤東涯によって、1707 [宝永4] 年に刊行された。仁斎については、尾藤 [1981→2000:69]、水林 [1987:362]、佐藤 [1993:195-196]、中野 [2012:76-88] を参照。
- 15) 徂徠のいう職分役人説は、禅僧である鈴木正三 (1579-1655) にも確認できる。正三は、『万人徳用』(1661 [寛文元] 刊行) で、世法即仏法の理によって仏法の有用性を示したうえで、人びとはその職業をまっとうすることがすなわち仏法の修行となることをいう。鈴木は「夫農人と生を受事は天より授給る世界養育の役人なり」（「農人日用」と述べ、仏教の立場から、職分役人説を述べている（鈴木校訂・編 [1962:69]）。
- 16) 「大福新長者教」の元は、作者不詳の仮名草子『長者教』(1628 [寛永4]) である。『長者教』は「かまだや」「なばや」「いづみや」の三人の長者が

致富修身の方法を説く。彼らのいう「つねにたしなみの事」には正直や堪忍、勤勉（雑談無益）の徳目を挙げる一方で、「なに、つけても、かねのほしさよ」と結び、当時の町人の本音を垣間みることができ（中村校注 [1975:16]）。

#### 引用文献

- 東晋太郎, 1962『関西学院大学経済学研究叢書4 近世日本の経済倫理』有斐閣。
- 尾藤正英, 1981「徳川時代の社会と政治思想の特質」『思想』685 (1981-7): 1-12。→深谷克己・堀新編, 2000『展望日本歴史13 近世国家』東京堂出版: 60-72。
- 尾藤正英, 1992→2006『江戸時代とはなにか——日本史上の近世と近代』岩波現代文庫。
- 東明雅, 1956「解説」(井原西鶴・東明雅校訂, 1956『日本永代蔵』岩波文庫: 187-200)。
- 馮軍 (ひょう・ぐん), 2007「刑法における「責任」概念について」(西田典之編, 2007『日中刑事法シンポジウム報告書 責任論とカード犯罪』成文堂: 1-24)。
- 今井淳, 1965『近世日本 庶民社会の倫理想』理想社。
- 石田一良, 1975「前期幕藩体制のイデオロギーと朱子学派の思想」(石田一良・金谷治編, 1975『日本思想大系28 藤原惺窩 林羅山』岩波書店: 411-448)。
- 石井紫郎, 1974「近世の国制における「武家」と「武士」」(石井紫郎校注, 1974『日本思想大系27 近世武家思想』岩波書店: 477-542)。
- 片岡寛光, 2000『責任の思想』早稲田大学出版部。
- 片岡寛光, 2001a「責任の論理」『早稲田政治経済学雑誌』345 (2001-1): 1-33。
- 片岡寛光, 2001b「東西の責任思想」『年報行政研究』36 (2001-5): 19-33。
- 小島毅, 2006『近代日本の陽明学』講談社選書メチエ (369)。
- 小坂井敏晶, 2008『責任という虚構』東京大学出版会。
- 黒住真, 1998「東洋・日本思想の責任論をめぐって」『ODYSSEUS 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 紀要』3 (1998): 23-37。
- 丸山眞男, 1998『丸山眞男講義録第一冊 日本政治思

- 想史1949』東京大学出版会。
- 水林彪, 1987『日本通史Ⅱ近世 封建制の再編と日本の社会的確立』山川出版社。
- 中村幸彦, 1975『解説』(中村幸彦校注, 1975『日本思想大系59 近世町人思想』岩波書店: 407-445)。
- 森岡健二, 1991『改訂 近代語の成立——語彙編』明治書院。
- 相良亨, 1974『『葉隠』の世界』(齋木一馬・岡山泰四・相良亨編, 1974『日本思想大系26 三河物語 葉隠』岩波書店: 657-689)。
- 桜井哲夫, 1998『〈自己責任〉とは何か』講談社現代新書。
- 桜井庄太郎, 1949『日本封建社会意識論』日光学院。
- 高木豊, 1986『因果応報思想の受容と展開』(井上光貞・上山春平監修, 大隅和雄編集, 1986『体系 仏教と日本人 4 因果と輪廻——行動規範と他界観の原理』春秋社: 137-180)。
- 竹中靖一, 1962『石門心学の経済思想』ミネルヴァ書房。
- 種村剛, 2011『「責任」の制度化——明治期を中心として』中央大学文学部『紀要 (社会学・社会情報学)』21 (2011-3): 81-95。
- 和辻哲郎, 1979『日本倫理思想史 上・下』(改版)』岩波書店。
- 辞 典 他**
- 諸橋轍次著・鎌田正・米山寅太郎編, 1990『大漢和辞典10』(修訂第2版)』大修館書店。
- 室町時代語辞典編修委員会・土井忠生代表者, 1994『時代別 国語大辞典 室町時代編3』三省堂。
- 土井忠生・森田武・長南実, 1980『邦訳 日葡辞書』岩波書店。
- 大槻文彦, 1982『大言海』(新編版)』富山書房。
- 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編, 2000-2002『日本国語大辞典7』(第二版)』小学館。
- 新村出編, 2008『広辞苑』(第6版)』岩波書店。
- 斯維爾士維廉士著・衛三畏鑑定・柳沢信大校正・訓点, 1869(明治2年)『英華字彙』→1995『近代日本英学資料1 英華字彙』ゆまに書房。
- イーストレーキ・棚橋一郎共訳, 1888(明治21年)『ウェブスター氏新刊大辞典 和訳字彙 第2版』三省堂。→1995『近代日本英学資料4 和訳字彙』ゆまに書房。
- 井上哲次郎・和田垣謙三・国府寺新作・有賀長雄編, 1881(明治14年4月)『哲学字彙』→1980『哲学字彙』名著普及会。
- 井上哲次郎・有賀長雄, 1884(明治17年5月)『改訂増補 哲学字彙』東洋館書店。→1980『改訂増補 哲学字彙』名著普及会。
- 井上哲次郎・元良勇次郎・中島力造, 1912(明治45年)『英獨佛和 哲学字彙』丸善株式会社。
- 羅布存德(Lobsheid)原著・井上哲次郎訂増, 1884(明治17年)『訂増 英華字典』→1995『近代日本英学資料8 訂増 英華字典』ゆまに書房。
- P. A. Nuttall 原著・棚橋一郎訳, 1886(明治19年)『英和雙解字典』丸善商社。→1995『近代日本英学資料2 英和双解字典』ゆまみ書房。
- 尺振八訳, 1889(明治22年)『明治英和字典』六合館。→1995『近代日本英学資料5 明治英和字典』ゆまに書房。
- ヘボン(Hepburn, James Curis.)著・飛田良文・李漢燮編, 2000『和英語林集成 初版・再版・三版 対照総索引 2 和英の部 [M~Z]』港の人。
- ヘボン(Hepburn, James Curis.)著・飛田良文・李漢燮編, 2001『和英語林集成 初版・再版・三版 対照総索引 3 英和の部 [A~Z] 解説』港の人。
- 林羅山, 『春鑑抄』(石田一良・金谷治校注, 1975『日本思想大系28 藤原惺窩 林羅山』岩波書店: 115-149)。
- 井原西鶴, 『日本永代蔵』(井原西鶴・東明雅校訂, 1956『日本永代蔵』岩波文庫)。
- 石田梅岩, 『都鄙問答』(家永三郎・清水茂・大久保正・小高敏郎・石濱純太郎・尾藤正英校注, 1966『日本古典文学大系97 近世思想家文集』岩波書店: 369-516)。
- 石田梅岩, 『儉約 齊家論』(柴田実校注, 1971『日本思想大系42 石門心学』岩波書店: 9-32)。
- 伊藤仁斎, 『孟子古義』(関儀一郎編, 1973『日本名家四書註釋全書9』鳳出版)。
- 伊藤仁斎, 『童子問』(家永三郎・清水茂・大久保正・小高敏郎・石濱純太郎・尾藤正英校注, 1966『日本古典文学大系97 近世思想家文集』岩波書店: 49-199)。
- 貝原益軒, 『大和俗訓』(貝原益軒・石川謙校訂, 1938

- 『大和俗訓』岩波文庫)。
- 熊澤蕃山, 『集義和書』(後藤陽一・友枝龍太郎校注, 1971『日本思想大系30 熊澤蕃山』岩波書店: 7-356)。
- 三井高房, 『町人考見録』(中村幸彦校注, 1975『日本思想大系59 近世町人思想』岩波書店: 175-233)。
- 中江藤樹, 『翁問答』(山井湧・山下龍二・加地伸行・尾藤正英校注, 1974『日本思想大系29 中江藤樹』岩波書店: 19-177)。
- 西川如見, 『町人囊』(中村幸彦校注, 1975『日本思想大系59 近世町人思想』岩波書店: 85-173)。
- 荻生徂徠, 『太平策』(吉川幸次郎・丸山真男・西田太一郎・辻達也校注, 1973『日本思想体系36 荻生徂徠』岩波書店: 447-486)。
- 荻生徂徠, 『徂來先生問答書』(中村幸彦校注, 1966『日本古典文学大系94 近世文学論集』岩波書店: 179-220)。
- 荻生徂徠, 『弁道』(吉川幸次郎・丸山真男・西田太一郎・辻達也校注, 1973『日本思想体系36 荻生徂徠』岩波書店: 9-36)。
- 小瀬甫庵, 『信長記』(国民文庫刊行会, 1910『信長記・太閤記』国民文庫)。
- 小瀬甫庵, 『太閤記』(檜谷昭彦・江本裕校注, 1996『新日本古典文学大系60 太閤記』岩波書店)。
- 鈴木正三, 『万民徳用』(鈴木鉄心校訂・編, 1962『鈴木正三道人全集』山喜房仏書社: 61-72)。
- 『葉隠』(齋木一馬・岡山泰四・相良亨校注, 1974『日本思想大系26 三河物語 葉隠』岩波書店: 213-588)。
- 『長者教』(中村幸彦校注, 1975『日本思想大系59 近世町人思想』岩波書店: 7-16)。
- 『心学五倫書』(石田一良・金谷治校注, 1975『日本思想大系28 藤原惺窩 林羅山』岩波書店: 257-264)。
- 『本佐録』(石田一良・金谷治校注, 1975『日本思想大系28 藤原惺窩 林羅山』岩波書店: 269-302)。
- 『清水物語』(渡辺守邦・渡辺憲司校注, 1991『新日本古典文学大系74 仮名草子集』岩波書店: 139-192)。
- 『浮世物語』(神保五彌・青山忠一・岸得蔵・谷脇理史・長谷川強校注・訳, 1971『日本古典文学全集37 仮名草子集・浮世草子集』小学館: 281-143)。
- 上村観光編, 1973『五山文学全集3』思文閣。
- 遠藤哲夫・市川安司, 1967『新釈漢文体系8 莊子下』明治書院。
- 市川安司, 1975『新釈漢文大系37 近思録』明治書院。
- ロウドリトン著・丹羽純一郎訳, 1878『欧州奇事 花柳春話』(木村毅編, 1972『明治文学全集7 明治翻訳文学集』筑摩書房: 3-94)。
- ブーフ著・高木豊三訳, 1877(明治10年)『佛国刑法略論』司法省。
- J・S・ミル著／中村正直訳, 1872(明治5年3月)『自由之理』(明治文化研究会, 1955『改版 明治文化全集2 自由民権篇』日本評論新社: 1-84)。
- 太閤・百爾金士・白日〔ダビッド・ベルキンス・ページ〕著／伊沢修二訳, 1875(明治8年)『教授真法初編(上・下)』田中稔助(近代デジタルライブラリー)。
- ベスサム著・何禮之訳, 1876(明治9年)『民法論綱1-6』(2006『日本立法資料全集別巻405 民法論綱』信山社)。
- 阿爾格多〔オルカット〕著・山成哲造訳, 1879(明治12年)『西洋教兒源論 卷之上』邵圃堂(近代デジタルライブラリー)。